

おしえて！議会定例会って？ どういう流れになっているの？



市議会には、年4回開かれ定例会（3月、6月、9月、12月）と、必要に応じて開かれる臨時会があります。ここでは、定例会の流れについて説明します。

開 会

議案について提案者（市長）の説明があります。
議案には、条例、予算、契約の締結、財産の取得または処分、人事案件、意見書、決議などがあります。
議案は委員会付託により本会議から常任委員会へ移ります。



議長が全体の進行をします

本 会 議

一般質問

議員は市の仕事全般に関する様々なテーマについて質問を行い、市の見解などを求めることができます。
議員の質問時間と執行部の答弁時間は、それぞれ**45分以内**となっています。



一般質問の様子

常任委員会で議案の審査を行います。

議員は下記4つのいずれかの常任委員会に所属します。

（兼務している議員もいます。）

総務企画常任委員会

教育文化常任委員会

保健福祉常任委員会

環境建設常任委員会

提案者の説明 市執行部が議案の内容を説明します。

質疑応答 市執行部に対し、議案の内容について質疑を行います。

討 論 議案に対し賛成か反対か自分の意見を述べます。

採 決 委員会として議案の賛否を決定します

委員会報告書の提出により本会議に移ります。

常 任 委 員 会



常任委員会ではより専門的に詳細に審査を行います



常任委員会での審査の内容を報告します

閉 会

委員長報告 委員会の審査結果を委員長が報告します。

質疑答弁 委員長報告に対する質疑を行います。

討 論 議案に対し賛成か反対か自分の意見を述べます。

採 決 議案の賛否は出席議員の過半数で決定します。



採決はタブレット端末で行います